

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、自動車エンジンの鑄造作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から右手首に痛みを感じたことから、手術したところ、一旦痛みはなくなったが、翌年〇月頃から再び右手首に違和感を覚え、作業負荷のかからない部署への異動を希望したが、負担が軽減されなかったことにより、治療による回復が困難となるまでに症状が悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「TFCC損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の本件傷病について、E医師は、初診は平成〇年〇月〇日であり、前腕回内制限、尺側部痛等の自覚所見及びMR I等の検査所見から請求人に発症した傷病を本件傷病と診断し、同年〇月にT F C C部分切除手術を行い、同年〇月〇日に診療は一旦中止し、翌年〇月〇日に手関節尺側部痛により再受診した旨述べている。この点、労働局地方労災医員F医師は、診療中止後の症状再燃、再受診について医学上は再発である旨述べており、当審査会としても、請求人に認められた症状・他覚的所見及び検査所見並びに発症に至る経過に鑑み、請求人に発症した傷病は本件傷病であり、本件傷病の発症日は、D病院に受診し確定診断がなされた平成〇年〇月〇日であると判断する。よって、同月〇日以前の業務によって本件傷病発症の業務起因性を判断するのが妥当であるから、以下検討する。
- (2) ところで、本件傷病を含む上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の従事した業務内容についてみると、決定書理由に説示するとおり、請求人の作業は、「上肢の反復動作の多い作業」であると考えられ、その作業従事期間は6か月間以上と認められるものの、その間の業務量は同種労働者に比

べ同程度であり、「同種の労働者と比較しておおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症前3カ月程度にわたる」ものとは認められない。また、1日の作業量が月平均の20%以上増加している日は、最大で〇日であり、「業務量が1カ月（又は1日）の平均では通常範囲であっても、1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加（又は業務量が1日の平均では通常範囲であっても、1日の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加）し、その状態が1カ月のうち10日程度認められるもの」に該当しない。以上のことから、当審査会としても、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」は満たしていないものと判断する。

(4) 以上を総合すると、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(5) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。